

1 川 監 公 第 5 号

令和元年10月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

1 監査の種別

定期（工事）監査

2 監査の対象

上下水道局

3 監査の範囲

平成29年度及び30年度に完了した工事及び設計等業務委託

4 監査の期間

平成31年4月1日から令和元年9月27日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託586件のうち、工事41件、業務委託9件、合計50件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているか等について、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり軽易な事項であるが一部の工事において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事費の積算に係わる職員が関係基準の内容等を十分に確認しなかったことによるものであった。

積算に当たっては、関係基準の内容等を十分に確認されたい。

(1) 工事費の積算に当たり適切な見積依頼を行うべきもの

見積依頼書の仕様内容の確認が十分でなかったことによる誤記載や不明確な記載があり、また、修正した見積依頼書による再度の見積依頼を行っていなかった事例。

(工事番号1) (上下水道局下水道部施設課)

(2) 随意契約における間接工事費等の積算を適正に行うべきもの

同一施設内で、同時期に、同一施工業者に随意契約で工事を発注するに当たり、間接工事費等の調整を行っていなかった事例。

(工事番号19) (上下水道局水管理センター水道施設管理課)

(3) 産業廃棄物の処理に係る設計変更を適切に行うべきもの

追加で発生した石綿含有産業廃棄物の処理について、請負者と書面での協議を行わず、また、変更設計書に処理費を計上していなかった事例。

(工事番号29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)

(4) 設計変更における共通仮設費を適正に計上すべきもの

表層安定処理の追加施工に伴う設計変更に当たり、内容確認が十分でなかったため、付随して共通仮設費に積上げるべき運搬費及び技術管理費を計上していなかった事例。

(注) 表層安定処理とは、地盤にセメント等の固化材を混ぜ合わせ、地盤の強度を高める工法をいう。

(工事番号29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)

別表1 監査実施状況

対象局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
上下水道局	工事	479	57,234,431	41	11,955,388
	業務委託	107	1,835,161	9	192,587
合計		586	59,069,592	50	12,147,975